

湯川村空家等対策計画

(概要版)

第1章 基本的な方針

■計画策定の背景

近年、適切な管理が行われていない空家等が増加し、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、住民の生活環境に深刻な影響を与えている。「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「法」という）」に基づき、本村では空家等対策計画を策定し空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

■空家等に関する対策の基本方針

計画期間 平成30年度から平成34年度まで（5年間）

対象地区 湯川村内全域

計画対象 「空家等」「特定空家等」

■基本的な考え方

- 1 空家等の管理は所有者が適正に行う。
- 2 村民や関係団体と共に、所有者等に適正な管理を行うよう促す。
- 3 村民を危害から守るため、法制度と条例による原因となる空家に必要な措置を講じる。
- 4 発生を抑制するため、空家の利活用を促進する。

第2章 空家等の現状

■湯川村の現状

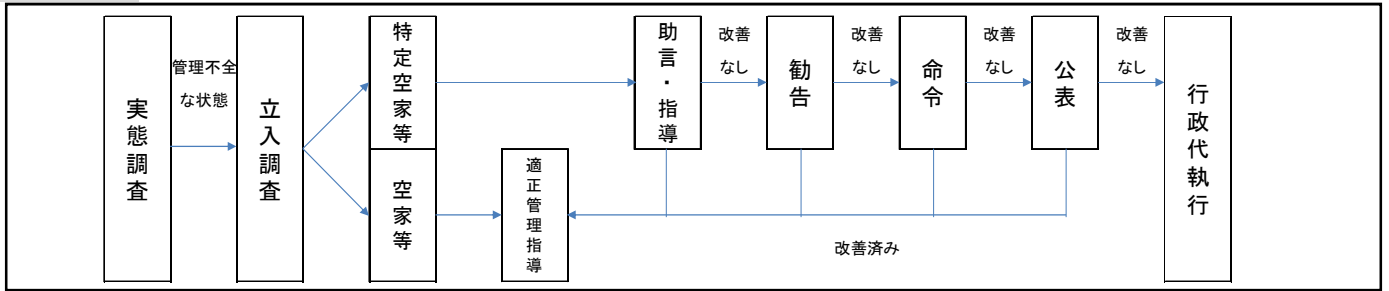
平成28年に調査を行った結果、本村の空家数は46戸と年々増加傾向にある。
今後、少子高齢化の進行に伴い、このような空家が増加していくものと予想される。

第3章 空家等の対策

■予防対策

- | | |
|-------------|--|
| ・所有者等への意識啓発 | 情報提供等による所有者等への意識の啓発
適切な管理の必要性の周知
村内移住希望者の紹介
空家台帳への掲載
空家解体事業補助金の利活用（所有者対象：最大30万円）
無料法律相談、不動産業者、建築・建設業者等の紹介 |
| ・村民への情報発信 | 空家等対策の周知 |
| ・相談体制 | 空家等の総合窓口を設置 |

■実施対策



■空家等及び空家等跡地の利活用対策

・不動産業者との連携	不動産業者と連携し、空家等紹介を行う。
・全国版空き家・空き地バンクの活用	全国版空き家・空き地バンクへの登録を検討
・空家等利活用対策	湯川村空家改修事業補助金の周知 コミュニティの場としての利用 住宅宿泊事業法の活用等
・空家等跡地の利活用対策	再生可能エネルギーシステム設置場所として利用 雪捨て場としての利用等
・利活用の促進	現行制度の検証や、国、県の支援制度の周知を行う。

■空家の対策

・所有者等への意識の啓発	情報提供等による所有者等への意識の啓発 適切な管理の必要性の周知 村内移住希望者の紹介 空家台帳への掲載 空家解体事業補助金の利活用（所有者対象：最大30万円） 無料法律相談、不動産業者、建築・建設業者等の紹介
・村民との連携	空家対策の周知
・相談体制の整備	空家の総合窓口を設置
・関係法令を用いた緊急安全措置の検討	
・空家及び空き地の利活用対策	

■実施体制

- 1 空家等対策協議会…空家等対策計画の変更および計画の実施に関して必要な事項の協議。
- 2 庁内組織体制…産業建設課にて相談窓口の一本化。各関係部署との緊密な連携。
- 3 関係団体との連携…警察、消防、民間団体との連携。

